



おいしい千葉の米のイメージアップをはかり全国的にPRしてゆくため、呼び名を募集しています。ふるってご応募下さい。

「千葉の米」呼び名を募集

応募資格 県内在住者
留意事項 統一呼称の文字は漢字・カナ文字いずれでも自由ですが千葉の米にふさわしい内容のものとなります。

「○○○の千葉の米」このような形で求めています。千葉の米と表現しなくとも

千葉の米にふさわしい呼び名であれば可。
応募方法 官製ハガキで一人3点以内

締切日 1月31日(木)
応募先・問合せ 〒260

千葉市新千葉3丁目2番6号
千葉県農業会館内 千葉米改良協会
☎0472④171 内線208・235

税のプロムナード



もしもし

電話をかける時、無意識にだれでも「もしもし」と声をかけてしまいますが、さて、この「もしもし」は、「何か言いますよ」と言う気持ちで「申します、申します」と言ったのが一般化し、後にそれでは言いにくいので「もしもし」と

省略されたそうです。

もし、あなたが税金でお悩みの時は、お気軽にお近くの税務相談室へ「もしもし」とおかけ下さい。

☎03(3216)0511

給与や賃金を支払う方

給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書の交付と提出は忘れなく。

平成2年中に俸給、給料、賃金などの給与等の支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までに、すべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。また、「給与所得の源泉徴

収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず必ずすべてのものを受給者の住所地の市町村役場に提出することになっています。

青色申告をする人で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方もご注意ください。用紙は税務課にあります。

1月

償却資産の申告

償却資産所有者は毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告して下さい。

問合せ 税務課④1213

新戸籍は正しい字で記載

戸籍の氏名が誤字・俗字で記載されているために、生活上、不便やトラブルが生じています。

そこで、1月1日以後は戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合は、正しい字を使うことになりました。①新しい戸籍には正しい字で記載。戸籍の氏名が誤字・俗字



戸籍は、重要なものです

で記載されている方が、婚姻・転籍により新しい戸籍を作る時や養子縁組により他の戸籍に入籍する時、または戸籍を再製する時には正しい字で記載します。

※俗字のうち「高」「崎」など一定の範囲の字は、いままでどおりです。

現在の戸籍については、申し出により正しい字に訂正することができます。

また、難しい字体をやさしい字体に変更することもできます。

④ 邊(旧字体)⇓辺(新字体・通用字体)に直すことができます。